

「教職の学力に関する証明書」について

「教職の学力に関する証明書」を申請する場合、「新法」（2019年4月免許法改正）または「旧法」（在籍当時の免許法）のどちらで作成希望か記載してください。

- 2018（平成30）年度以前入学生：旧法適用
- 2019（平成31）年度以降入学生：新法適用

2018（平成30）年度以前の入学生であっても、在学中に修得できなかった不足単位をこれから修得する場合や、別の学校種、科目の免許状をこれから新たに取得する場合は原則、新法が適用されます。新法に読み替えた「学力に関する証明書」を発行する必要がありますので、「新法」を希望してください。

2018（平成30）年度以前の入学生で、在学中に必要な単位を全て修得している場合は、入学時の免許法で「学力に関する証明書」を発行しますので、「旧法」を希望してください。